

第1回東京都動物愛護管理審議会会議録

1 日時

平成18年2月10日 金曜日 開会 午後3時31分 閉会 午後 5時01分

2 場所

都庁第一庁舎北塔42階 特別会議室B

3 出席委員（敬称略）

石井 栄子	主婦連合会常任委員
加藤 由子	エッセイスト
木村 幸一郎	東京都鳥獣保護員
崎田 克康	社団法人日本愛玩動物協会事務局次長
関 哲夫 会長	弁護士、日本大学法科大学院教授
高林 邦夫	東京都小学校PTA協議会副会長
手塚 泰文	社団法人東京都獣医師会会長
林 良博 副会長	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
水越 美奈	国立身体障害者リハビリテーションセンター 研究所 特別研究員
山口 千津子	社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員
土屋 たかゆき	都議会議員
伊藤 興一	都議会議員
大山 恭司	千代田区助役
岡部 一邦	八王子市副市長

4 議事

- (1) 諮問理由説明
- (2) 資料説明
- (3) 質疑応答、審議
- (4) その他

午後3時31分 開会

牛島感染症・環境安全担当参事 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから東京都動物愛護管理審議会を開会させていただきます。

私は、福祉保健局健康安全室の感染症・環境安全担当参事、牛島でございます。

本日は新メンバーで初めての会議でございます。後ほど会長の選出をしていただきますが、それまでの間、私が進行を努めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例の施行規則第24条によりまして、委員の過半数の出席で成立することとなっております。審議会の委員数は16名、現在の出席者は13名で定足数に達しております。

それでは、これから会議を始めますので、開会に当たりまして平井福祉保健局長よりごあいさつを申し上げます。

平井福祉保健局長 福祉保健局長の平井でございます。皆様方には大変お忙しい中を東京都動物愛護管理審議会委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから都の福祉保健行政に多大なご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

東京都では、これまでこの審議会の答申に基づきまして、全国に先駆けた動物愛護行政を進めてまいったところでございます。国は動物の愛護及び管理に関する法律を改正いたしまして、動物取扱業の登録や動物取扱責任者、あるいは特定動物の飼養許可など、これまで都が条例に基づいて実施してまいりました施策と同様の仕組みを法律に盛り込み、この6月1日から施行することとなったと聞いております。こうした中で、都内の状況を見ますと、従来の私どもの努力にもかかわらずと申しますか、集合住宅でのペットの飼育に伴う課題、あるいは地域における猫の問題、ヘビやトカゲの無責任な放棄、あるいはペットの販売をめぐる争いごとなど、まだまだ多くのトラブルが発生しているところがございます。今後は、このようなトラブルの発生を未然に防止することに力を入れまして、飼い主や事業者の方々の社会的責任をより明確にするなど、人と動物とが地域の中でともに幸せに暮らしていくことができるよう新しい東京ルールを確立していくことが必要と考えております。

そこで、大都市にふさわしい今後の動物愛護管理行政のあり方につきまして、動物愛護管理審議会に検討をお願いすることといたしました。委員の皆様方におかれましては、幅広く高い見地から今後の社会状況なども十分見据えた上でご意見をいただければ非常に幸いと考えております。答申をいただいた後には、東京都動物愛護管理推進計画を策定いたしまして、新たな時代にふさわしい施策を積極的に推進してまいります。どうぞ皆様方よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

牛島感染症・環境安全担当参事 それでは本日、審議会の初回でございます。委員の皆様への委嘱状でございますが、本来お一人ずつお渡しすべきでございますけれども、席にご用意させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、委員の皆様を紹介いたします。名簿の順にご紹介申し上げます。

まず、会田委員は本日ご都合により欠席でございます。

次に石井委員でございます。

加藤委員でございます。

木村委員でございます。

崎田委員でございます。

関委員でございます。

高林委員は遅れるというご連絡がございました。後ほどお見えになりましたらご紹介いたします。

次に手塚委員でございます。

林委員でございます。

水越委員でございます。

山口委員でございます。

大西委員は、本日ご都合により欠席でございます。

それから土屋委員でございます。

伊藤委員でございます。

大山委員でございます。

岡部委員でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

先ほどごあいさついたしました福祉保健局長平井でございます。

福祉保健局理事梶原でございます。

健康安全室長、八木でございます。

環境衛生課長、仁科でございます。

連絡調整担当副参事、金谷でございます。

感染症対策課長、稲垣でございます。

健康安全研究センター計画調整課長、相川でございます。

動物愛護相談センター所長、下村でございます。

動物愛護相談センター多摩支所長、長良でございます。

なお、関係する他局の職員も同席しております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速でございますが、会長を選任していただきたいと思ひます。条例施行規則第23条では会長は委員の互選となっております。会長候補者についてご推薦をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

お願いします。

山口委員 今までからずっと経緯をよくご存じの関先生にお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

牛島感染症・環境安全担当参事 ただいま山口委員から関委員をご推薦いただきました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

牛島感染症・環境安全担当参事 ありがとうございます。それではご賛同いただきましたので、関委員が会長に選出されました。

関委員は会長席の方へお移りいただきたいと思います。

それでは、関会長からごあいさつをいただきまして、これからの進行につきましては会長にお願い申し上げます。

関会長 ただいまご推挙をいただきました関でございます。

委員の皆さんにもご協力をいただきまして、本審議会を円滑に進めたいと存じております。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、先ほどお話がありましたように、規則によりまして副会長の指名をさせていただきますと思います。

林委員にお願いしたいと思います。林委員は中央環境審議会動物愛護部会長としてご活躍されておりまして、人と動物との関係学の専門家でいらっしゃいます。また、動物愛護管理法の改正にもかかわっておられます。

それでは恐れ入りますが、林委員は副会長席にお移りいただきたいと思います。

早速でございますが、林副会長からごあいさつをお願いいたします。

林副会長 ただいま関会長からご指名をいただきました林でございます。

東京都はこれまでも全国で最も先導的な役割をこの分野で果たしてこられまして、大変副会長に指名され光栄に存じます。会長とともに円滑な審議会運営を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

関会長 それでは議事に入りたいと思います。

初めに福祉健康局長から諮問をいただきます。その後に、事務局から資料に基づきまして説明をいただくことにして、さらに今後の進め方についてお諮りいたします。なお、局長は諮問の後、所用のために退席されると伺っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

牛島感染症・環境安全担当参事 それでは、諮問書の写しを皆様のお机の上に配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。事務局の方で内容を読み上げさせていただきます。

仁科環境衛生課長 環境衛生課長の仁科でございます。よろしくお願いいたします。

それでは諮問書を読み上げさせていただきます。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第22条の規定に基づき下記の事項

について諮問する。平成18年2月10日。東京都知事石原慎太郎。

1、諮問事項。東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について。2、諮問理由。平成17年6月に動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、平成18年6月1日に施行される。改正法により都道府県は法施行後に示される国の基本指針を踏まえた動物愛護管理推進計画を策定することとなる。東京都は平成16年3月独自に東京都動物愛護推進総合基本計画を策定し、その中で動物愛護推進の基本的視点を示し、具体的取り組みを推進してきた。今後さらにペット動物をめぐるトラブルを未然に防止し、人と動物のよりよい関係を構築して、大都市にふさわしい動物愛護管理行政を展開していくため、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について諮問する。

以上でございます。

牛島感染症・環境安全担当参事 それでは、平井福祉保健局長から関会長へ諮問書をお渡しいたします。

関会長 ただいま、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方についてという諮問をお受けいたしました。関係する資料を用意しているようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。なお、事務局説明は一括して行い、質疑に関しましては、後ほどまとめてお願いいたしたいと思っております。

ではお願いします。

金谷連絡調整担当副参事 健康安全室の金谷でございます。

資料1から3まで、こちらをあわせて説明させていただきます。よろしくお願いたします。

では、座らせて説明させていただきます。

牛島感染症・環境安全担当参事 すみません。説明の途中でしたが、ただいま高林委員がお見えになりましたので紹介いたします。高林委員でございます。

それでは、説明を続けます。

金谷連絡調整担当副参事 それでは、まず資料の1からご説明申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律改正の概要。こちらをごらんください。この法律は昨年6月26日に公布され、ことしの6月1日施行されることになっております。

主な改正内容は資料のとおり5点でございます。

これまで、東京都が全国に先駆けて条例等で定めて行ってきた施策が法的な規制として取り入れられております。この5点のうちですけれども、例えば一つ目に、基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定とございます。国が基本指針を定め、都道府県は指針に即して推進計画を策定するという規定になっておりますが、東京都は平成15年度に本審議会での答申に基づきまして東京都動物愛護推進総合基本計画を策定して実施してまいりました。

次に、2の動物取扱業の規制につきましては、国は従来の届出制を今回の改正で登録

制、こちらに強化いたしました。これも都におきましては、従来から条例で登録制度としておりました。また、都は独自に動物取扱主任者制度、こちらを設けておりましたけれども、国も同様の動物取扱責任者制度を設けております。

三つ目の特定動物につきましては、今回、条例による規制から法による全国一律の規制、そしてマイクロチップ等による固体識別措置等の義務づけ、こちらも改正がございましたけれども、こちら東京におきましては、従来から条例による規制、そして固体ごとの識別措置、こちら従来から実施しておりました。

そのほか、今回の国の規制では、動物を科学上の利用に供する場合の配慮。

その他。学校、地域、家庭での普及啓発。動物由来感染症等の予防等についての責務。こういうものが盛り込まれた改正内容になっております。

このように、東京都が従来から行っておりました幾つかのものにつきまして国が今回の法改正で同様の規定を取り入れたということでございます。

次のページをごらんください。

動物愛護管理行政関係法令及び対象動物の関係という資料でございます。

動物愛護管理行政には動物愛護法のほかに、鳥獣保護法、特定外来生物法など多くの法令が関係しております。そしてまたその対象動物も異なります。これはこの絵で示しましたが、大変複雑な関係になっておりますことから、この資料で整理をしてみました。

今回の審議会では、動物愛護管理に関するこちらの図にある黄色い囲みである部分、こちらの愛護動物、特定動物、こういう動物が対象になってまいります。

動物愛護管理行政には都庁の中でも、多くの局が関係しておりますが、本日参加しております関連各局と連携を取りながら動物愛護管理行政を推進しているところでございます。

次に資料の2をごらんください。

東京都における動物愛護管理行政の現状につきましてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

東京都の動物愛護相談センターでは動物の保護事業を行っております。その流れを左側の図に示しました。主に犬や猫を対象にいたしまして、保護や収容等を行っております。その図をまずご説明いたします。

左側の流れ図にありますように、動物愛護法、それから動物愛護管理条例、狂犬病予防法、こういう法令に基づきまして動物の保護、収容、管理、それから返還、譲渡等を行っております。

まず、犬、猫等を対象にいたしておりますけれども、まず飼い主からの引き取りとありますが、やむを得ない理由によりまして飼い主から動物を引き取る場合がございます。それから犬や猫を拾ったという拾得者から引き取りをする場合がございます。そしてまた犬、猫等が公園とか道路、こういうところで負傷している場合も動物を収容

しております。それから狂犬病予防法、それから動物愛護管理条例に基づきますけれども、飼い主から離れた犬ですとか、野良犬、こういうものを捕獲・収容を行っております。こういう捕獲、それから収容、保護、引き取りされた動物は、原則飼養管理7日間行いまして、その間に区市町村に依頼して公示を行います。そして収容動物情報につきましては動物愛護相談センターのホームページで犬、猫等につきましては1頭1頭の情報を公開しまして、飼い主さんがいち早く見つけられるように努めております。飼い主が見つかった場合は返還、飼い主が見つからない場合、収容期間が過ぎた後、犬等を引き取って飼い主を募って譲渡をいたしております。このように、いち早く返還できるように、そして飼い主が見つからなかった動物は次の飼い主さんが見つかるように、譲渡事業に努めてまいりました。ただ残念ながら、一たん私どもが引き取った動物を返還もできない。そして譲渡もできなかったという動物も残念ながら出てまいります。そういう動物は残念ながら致死処分を行うということになります。

飼い主からの引き取り、負傷動物の収容、犬の捕獲、こういったすべて取り扱った動物に関して、これを取扱い頭数という数で示しております。

そのうちの最終的に致死処分に至る数、これがどれくらいの変化があったのか。それをあらわしているのがこの1ページの右側の折れ線グラフでございます。昭和55年ぐらい、このあたりが致死処分に至るピークとなっております。右側の方に行くに従って平成16年度の数字が示されております。20年ほど前、致死処分に至った動物の数はピークで5万6,000頭になっておりました。こちらの動物をなるべく致死処分に至るものを減らそうということで、私ども返還ですとか、ホームページによる飼い主探し、そして譲渡事業に努めてはまいりましたが、その結果、どんどん致死に至る数が減ってきております。16年度は右側をごらんいただきますように、致死処分になったものは9,256頭でございます。この9,256頭の内訳が上の囲みでございます。平成16年度の総取扱い頭数、これが1万1,876でした。このうち返還できたものが1,963、それから譲渡頭数が659。そして致死処分に至ったものが9,256でございます。この致死処分に至ったものの内訳が猫、犬、その他と分けておりますけれども、猫が8,517頭、うち子猫が7,483、犬は727でございます。この数字でわかりますのは、犬につきましてはやはり登録制度や買い方指導等に努めてきたおかげで、仮に犬がいなくなって我々が引き取ったとしても飼い主さんが比較的すぐあらわれて返還ができます。また、返還できなかったものも譲渡ができる。それに比べて子猫につきましては9,200の致死処分のうちの子猫が7,400ですから、全体で処分される頭数のうちの約8割が子猫です。生まれて間もない子猫ですね。この子猫たちは譲渡することもできません。それで処分に至ってしまうということでございます。

この原因を推測すると、致死処分になる子猫、これは町の中で飼い主のいない猫ですとか、放し飼いの猫などが繁殖して子猫を産み落とし、それを拾った方から引き取っ

たものがほとんどでございます。この8,500の子猫の致死処分を減らすためには、猫の町中での無制限な繁殖に対して何らかの形でこれからも猫の対策を進めていく必要があると考えております。

2ページ目をごらんください。

犬の登録、狂犬病予防注射の実施状況でございます。

平成16年度の都の犬の登録頭数は約39万頭。若干増加傾向にございます。それに対して予防注射の摂取率は75.4%。11年度に比べますと登録頭数は伸びておりますけれども、摂取率は逆に若干低下しているという傾向にございます。全国に比較しますと、やはり11年度は560万頭であったところが、15年度は630万頭と増加傾向にありますが、摂取率は81%から75.1%に若干下がってきております。都も全国も同様の傾向にございます。

こちらは犬の登録はあくまでも登録した件数でしかわかりませんので、もし仮に登録せずに飼っている人がいるということになりますと、実際の飼われている犬の数というのはこれよりも多いものと推測されます。

ペットフード工業会の調査では平成16年度の全国の犬の飼育頭数は約1,200万頭と言われておりまして、ですので実際の予防注射摂取率はもう少し低くなるのではないかと推測されます。

次は3ページ目をごらんください。

飼い主さんからの動相センターへの引取りがあった場合、その理由を分析してみました。平成3年度は右側の表になっております。平成3年度当時は、犬、猫の引取りの一番多い理由といたしましては、転居、引越しをするために動物が飼えなくなったというものでした。飼い主さんの都合なのかなというふうに思われます。それが左側、平成16年度のグラフをごらんください。特に黄色い部分ですね。犬、猫ともに飼い主の病気、それから死亡により動物が飼えなくなったから引き取ってもらいたいという理由が1位となっております。高齢化が進んでいると言われておりますが、高齢者がペットを飼う事例がふえてきているためと推測されます。実際現場の声でも、突然飼っていたひとり暮らしの高齢の方が亡くなってそこに行ってみると犬とか猫が残されていたという切実な事情が聞こえてまいります。高齢者の方がペットを飼育する場合、もし飼い主みずからに異変が起きた場合も想定するということが必要ではないかなというふうに考えられます。

それから、ペット自身の病気・高齢化という事例がそういう意味で増えてきているということがわかります。ペットの病気を理由に引き取りを希望するという事例も増えておりまして、またペットの飼育管理の状態がよくなっておりまして、ペット自体の寿命も伸びていることから、高齢ペットの医療や週末ケアということも今後念頭においていく必要があることを示していると思われます。

では4ページをごらんください。

都内で動物愛護管理行政に携わっております東京都、それから区市町村の動物愛護管理行政の役割分担を示したものでございます。真ん中の囲みのところです。こちらが東京都の動物愛護相談センターをあらわしております。この中の左側が特別区の地域を担当しております世田谷にある本所。右側が多摩地域を担当しております多摩支所、それから下の方にあります城南島出張所を示しております。そして図の左側の方、こちらが特別区、そして右側の方が市町村でございます。この関係を申しますと、東京都動物愛護相談センターでは、動物の愛護のほかに犬、猫の引取りとか、収容、負傷動物の収容、それから譲渡、動物取扱業の登録ですとか、特定動物の許可、苦情・相談等の広域的、専門的な業務を担当しております。

特別区におきましては、犬の登録のほかに、基本的な動物愛護に関する普及啓発、それに伴う苦情・相談、それから飼い主指導。市町村におきましては、犬の登録のほかに動物愛護の普及啓発、それからそれに伴う苦情・相談を行っております。このように現状の役割分担でございます。

それから4ページの下側の方ですが、こちらは動物愛護推進員という制度を東京都では設けております。その概要を示したものでございます。この制度は平成15年度からスタートした東京都の制度でございます。知事の委嘱を受けまして、地域での動物愛護の推進をするために普及啓発を基本として活動するボランティアの制度でございます。こちらの役割ですが、地域、学校等での普及啓発。地域の飼い主のいない猫への取り組み。譲渡の斡旋。適正な飼養方法等の助言等の活動に携わっております。現在273名の方を委嘱しておりまして、それぞれの各区ですとか、市町村、こちらの地域で活動できる体制になっております。現状の役割分担はこのようなものですが、実際には各区、市町村、こちらの取り組みはすごく熱心にやっているところもありますけれども、ばらつきがあるというのも現状でございます。それから動物愛護推進員の制度につきましても、これからますます資質の向上ですとか、各推進員との一層の連携、区市町村との連携、こちらを図っていく必要がございます。

もう1枚めくってください。5ページの1でございます。

ここからは危機管理対策について説明させていただきます。

まず一つ目としましては、動物由来感染症対策でございます。

東京都では動物由来感染症の発生を未然に防止するためさまざまな事業を実施しております。まず東京都動物由来感染症検討会、これを設けまして、毎年の計画と、それから結果の評価を行っております。それから動物愛護相談センター、それから健康安全研究センター、協力いたしまして、病原体保有状況調査と、それから進入監視、こちらを行っております。その内容は、動物愛護相談センターに収容される動物や、それからペットショップの監視等を行っておりますけれども、その際に検体等を入手いたしまして、そちらの病原体保有状況の調査を行っております。対象といたしましてはサルモネラ、クラミジア等でございます。それからウェストナイル熱の進入に備え

ましてサーベイランスを行っております。

それから、実際に都内におきましても動物由来感染症が発生したり、それから海外等での発生、他県での発生、それに関連した調査等を行っております。こちらを実施しておりますのが、動物愛護相談センター、それから保健所、特区の保健所、それから健康安全研究センターでございます。まず動物の追跡調査、それから飼っていた者、それから動物販売業、ペットショップですね。こういう関係者に対する調査、それから飼い方の指導等を行っております。それから患者が実際に発生したときには、そちらの疫学調査も行っております。

それから最近3年間、平成15年から17年、この3年間の実際に調査等を行った事例を示しました。これは患者が実際に発生したものの、*がついているところが実際に人の患者で発生があり、それに関連した動物の調査を行った事例ですけれども、そういうものもありますし、先ほど申しましたように、海外で例えばウェストナイル熱が発生したとか、SARSが発生した。こういうときにはあわせて国内でペットショップ等に調査を行ったり指導を行ったりする、こういうものも含めたものでございます。平成15年は6件。平成16年は2件。平成17年、こちらは7件調査等を行っております。こういう調査ですね。特区の保健所や健康安全研究センターと連携して対応いたしました。これまでこのように3年間発生した事例はいずれも小規模、それから単発、そういうものでした。これがさらに感染症が都内で大規模に、それから広域的に発生した場合を想定しまして、現状の施設や設備で果たして大丈夫か。その規模は適正なのか。それから平常時から都や区市町村、そして各事業所が連携した訓練等が必要ではないか。こういう動物由来感染症が大規模に発生したようなことを想定した体制整備というものを検討していく必要がございます。

もう1枚めくっていただきまして5 - 2でございます。

災害発生時の対応でございます。

大規模な災害が発生した場合、人と同様ペット動物も被災いたします。避難所等に飼い主とともに避難できればいいのですが、飼い主とはぐれたり、避難所で収容しきれないような動物が出てくることも予想されます。都の地域防災計画では、東京都獣医師会などによる動物救援本部と連携いたしまして、東京都動物愛護相談センターが動物保護班、それから動物医療班、活動の場の提供、これを行いまして被災動物の保護や収容等を行うこととなっております。しかし、復旧が中長期化した場合の構想といたしますと、この東京都とそれから動物救援本部だけではなく、幅広く保護ボランティアを募る等、災害時の動物救済ネットワークの構築というものを検討していくということも考えております。

以上が東京都の現状のデータ等をお示ししました。

続きまして、資料3をごらんください。

今後の検討の方向とスケジュールの案でございます。

まず検討の方向ですが、この囲みでございます太文字の大都市に適した動物愛護管理行政の推進。このために次の二つの視点で検討をお願いしたいと思います。

まず、トラブル解決型から未然防止型へ。これの意味ですけれども、例えば動物の虐待や問題行動、動物を捨てる。それにかかわる苦情。こういうトラブルが発生してから解決に当たるということではなく、トラブルを発生させない。未然に防止するためにはどうすればいいのかという視点でございます。我々行政だけではなく、ペットの飼い主さん、事業者、愛護団体等、あらゆるところで未然防止のための取り組みを進めていくということを考えております。適切な規制やマナーの向上に加えまして、例えばよりよい飼い主像とか、よりよいペットショップの理想像、こういうものも考えていく必要があるのではないかと考えております。またペットを飼っていない方たちへの働きかけ、こういうことも考えられると思います。

それから二つ目の飼い主、事業者の社会的責任の明確化ですけれども、ペットの飼育・販売などの行為が場合によっては地域社会に大きな影響を及ぼし、責任を明確にしていくという視点でございます。例えば無責任なえさやりによる野良猫がふえるとか、それによって被害が起きる。それから犬の登録をしないとか、地域への影響というのが考えられます。それからペット販売において、その動物の特性、飼い方、こういうことを十分説明せずに販売した場合に、飼い始めてすぐに病気になってしまうとか、飼いきれなくなってしまうとかいうような問題が発生する場合もございます。それから昨年ヘビやトカゲが捨てられて、その事件がマスコミを大きくにぎわしたということもペットに関することがいかにその地域に与える影響が大きいかということを示しているものでございます。以上の二つの視点でございます。

それから東京都の問題点として三つ柱を挙げてございます。先ほど東京都の現状というのを説明させていただきましたけれども、一つ目のペット動物の飼育等に起因する地域への影響。これも先ほど申し上げましたが、こういうペット動物に関する問題が地域に大きな影響を与えているということでございます。

それから二つ目の左側の方ですけれども、都、区市町村、民間団体が適切に役割分担した上で連携を進めていかなければ、東京全体で動物愛護管理に取り組むことは困難でございます。それから右側の動物由来感染症の発生というところでございますけれども、人口の集中した東京では、動物由来感染症の集団発生ですとか、大規模な災害が起きた場合には、人と動物双方の被害が大きくなるということが予想されます。この三つの問題点につきまして、先ほどの二つの視点で考えていただきますと、論点といたしまして、ペット動物の販売・譲渡・飼育に関するルールづくりでございますが、これは販売から譲渡・飼育にかかわるすべての人たちが社会に与える影響を自覚して未然防止に取り組むためには、どのような仕組みが必要かということをご検討いただきたいと思いますというふうに考えております。

それから二つ目、地域を主体として、区市町村、ボランティア、愛護団体などの連携

による主体的な動物愛護管理の取り組み、推進と、それから都がどのような支援をしていくのかということでございます。

それから三つ目の、危機管理のための体制整備でございますが、動物由来感染症の大規模発生、それから大災害等が起こった場合に備えるための体制整備を検討していくことが重要と思われれます。

以上、この論点が三つでございます。

最後になりますけれども、スケジュールにつきましてご説明申し上げます。

こちら平成17年度から18年度にかけてこの図であらわしております。本日2月10日この審議会で諮問させていただきました。そして次の会ですが、18年度に入りまして、6月ごろにまた審議会を開催いたしまして、中間報告をいただきたいと思っております。それから11月ごろを目途といたしまして、審議会の最終答申をいただきたいと思っております。それからこの中間になりますけれども、秋口、9月ごろには国による動物愛護管理に関する基本指針が示されると聞いておりますので、基本指針の内容も踏まえながら審議会の答申をいただき、そして来年度のうちには東京都が動物愛護管理推進計画を策定させていただくという予定でございます。

以上、検討の方向とスケジュール案でございます。

私からの説明は以上でございます。

関会長 ただいま諮問事項に関しまして事務局の方から資料の1ないし3に基づいて説明をいたしました。これにつきまして委員の皆様方からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ご質問等のある方は挙手をしていただきたいと思います。何かございませんか。

山口委員 ペット動物の飼育に起因する地域への影響ということなんですけれども、たくさんトラブルに関する事で、都に色々な苦情が入っていると思うんですけれども、苦情の内容を教えていただければ、またその対策を考える上でも参考になるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

関会長 都の方に寄せられている苦情ですね。事務局の方でいかがでしょうか。

金谷連絡調整担当副参事 私ども動物愛護相談センターや、それから区の保健所に寄せられる苦情を集計しております。そこで平成16年度の苦情件数でございますが、約1万9,000件ぐらいでございます。その内訳ですけれども、例えば一番多いのがやはり捨て犬、捨て猫の問題、これが内訳でいうと、4,600ぐらいです。先ほど申し上げましたように子猫が捨てられたという苦情が多いようです。次に多いのが4,100件で糞尿悪臭、もちろん猫だけではなくて犬を散歩するときに糞をさせたままとか、おしっこをかけるというようなこともあるかと思っております。

その次が多いのが野犬・放し飼いというくくりになっておりますけれども、これは2,702件。ただ集計をずっとこういう形でやっておりましたので、野犬・放し飼いというのが一つのくくりになっておりますが、実際には野犬というのがほとんど現

在いない状態でございますので、たまたま飼い主さんからはぐれてしまった犬とか、それからノーリードで犬を散歩させているというような苦情が多いようでございます。そのほか次に多いのが鳴き声で、これが1,200件。それから負傷動物を見つけたというのが940ぐらいです。それからこのほか私ども本庁にまた寄せられるものでも同様な傾向がございまして、やはり多いのがノーリードですとか、糞尿や悪臭のような飼い主のマナー違反と考えております。それからやはり飼い主のいない猫対策、これに関する要望が非常に多いです。ただ飼い主のいない猫対策につきましては、愛護すべきだ、保護すべきだという立場の方、町中にいる猫たちにえさを与えてもっとちゃんと守っていかうという立場の方もあれば、そういう猫により庭を荒らされたりとか、糞をする尿をするので駆除してほしいというように、意見の対立があるように思われます。もう一つはペットショップでの販売をめぐるトラブルというのが多いということが私ども実感として持っております。

苦情は以上でございます。

関会長 いかがでしょうか。

山口委員 わかりました。ありがとうございます。

関会長 よろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。

木村委員 ちょっとお伺いしたいのですが、ペットショップの件に関してなのですが、私は鳥獣保護員としましてペットショップ巡回にもよく行っているのですが、環境局の鳥獣保護担当との連携はどのようにお考えかということをお聞きしたいと思えます。というのは、去年1件ありまして、密かに内偵していたペットショップがメジロ等野鳥の違法販売をしている所があったのですが、先に動物愛護団体さんの方が入ってしまいまして、犬とか猫も非常に劣悪な飼育だったということで苦情で入ってしまい、その時にどさくさに紛れてメジロとか、違法な野鳥が逃がされてしまったんですね。こちらとしては証拠物件がないため立件できなかったというケースもありまして、福祉保健局と環境局の方でどのようなすり合わせを行う予定があるかということと、それともう一つ、教育についてはすけれども、動物専門学校が現在、都内近郊で70校ほどあるらしいのですが、その卒業生がペットショップの店員を行うと思うのですが、動物専門学校に対してはどのようなスタンスで取り組んでいくのか、この2点をお聞きしたいと思えます。

関会長 いかがですか。事務局の方で。

金谷連絡調整担当副参事 環境局鳥獣保護担当との連携ですが、個別の案件だけではなくて、そのほかにも様々な鳥獣保護に関する事例がございます。例えばこの件もそうすけれども、去年もありましたが、都内でサルが逃げてきたとか、色々な事例がございますが、私どもは環境局とは連携して事業に当たっております。

ただ動物専門学校の指導につきましては、特段の所管ではないので、情報収集等はしておりますが、直接的な指導は私どもでは行っておりません。

木村委員 私も動物専門学校は何校かの講師をしていた経験もあるのですが、専門学校の授業カリキュラム自体が飼育とか販売の方に偏っていて、法律についての授業がない学校があります。そういう学校の卒業生は法律を知らないまま動物を販売して、知らないうちにこういうちょっと大げさな言い方ですが犯罪に手を染める卒業生なども出てきてしまったりするので、非常に元講師としては残念に思っております。ですから福祉保健局の方でも動物専門学校に対しても動物行政について広報とかをしていただけるとちょっと違うのかなと思います。特に法律面ですね。これは違法ですよみたいな感じで、専門学校の中ではまだメジロの飼い方を教えていたりすることがあるのですが、実際問題としてはそういうことはやってはいけないことだと、福祉保健局の方からも指導していただけているのかなということをちょっとお聞きしたかったのでお聞きしました。

金谷連絡調整担当副参事 趣旨は大変よくわかりました。今後また専門学校で卒業される方たちがまたペットショップでの動物の販売などの業務に携わるわけですので、そういう方たちの資質の向上というのが非常に重要なことだと思っております。私どもも、先ほど所管ではないと申し上げましたが、当然情報収集を行っております。専門学校に対する働きかけ等は今後考えてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

関会長 木村委員、よろしゅうございますか。善処していただけるということですから。ほかに何か。

金谷連絡調整担当副参事 先ほどの補足させていただいてよろしいでしょうか。

私どもの動物愛護相談センターに施設見学等を受け入れております。その際には学校教育機関の方たちも受け入れておりまして、その中にペットの専門学校の方たちも来ておりますので、そういう機会を通じて活動しております。先ほどの発言を一部訂正させていただきます。

関会長 事務局の方のお答えはそれでよろしいわけですね。

伊藤委員 今、事務局の方からも動物愛護センターで教育という角度からのお話が少しございましたけれど、実は私は約19年前ですけれど、児童館の指導員をしておりまして、まさに大田区の城南島のところがございますこの出張所のすぐそばの八潮団地というところの多くの子供たちとかかわる中で、八潮団地というのは昭和58年にできた地域なんです。その地域に非常に、捨て猫と捨て犬がふえた時期がありまして、恐らくこれは想像ですけれどほかの地域から引っ越してこられた方がそこで飼えないと、団地の中で飼えないということで、一気に大井埠頭方面に野良犬、野良猫が非常に増えた時期がありました。子供たちも非常にそのことは敏感にとらえておりまして、こういう猫やわんちゃんがどうなっちゃうのかということで、ちょうどこの頃おそらく城南島の出張所ができた頃だと思います。この小学2年生、3年生の子たちを中心に城南島出張所に見学させていただきに子供たちを連れて行きました。子供たちの率直で素直な感想は、猫や犬を見てかわ

いいという感想とともに、ヘビとかアヒルとか、何で都会でこういう動物が放されてしまうのかという現状を見たのも事実でございます。また、この出張所で1週間で安楽死をするという話を子供たちは聞きました。その話を聞いて非常にショックを受けた子供たちもいましたけれど、ただやっぱり都会の中でも動物たちの終末というか、この現実を目の当たりにした時に、この子たちが今成人になって自分に子供がいる子たちもおりますが、つい先日会いましたところ、あの時のことを本当に覚えていました。動物を飼うことに責任を持つこと、また命を大切にすることということを学んだ、という私にとって非常にうれしい話を聞くことができました。

一方、本日数字を示していただいたこの致死処分頭数が9,256ということで単純に1年間365日で割ると、1日約25頭が処分をされている。この数字を見た時に本当にショックでいっぱいでしたけれども、こうした動物愛護の方に引き取られていく動物の一つは子供の育成というか、小さい頃からこういうことへの啓発をしていくことに一役かっただけないだろうか。また高齢者、あるいは障害者の方々へのアニマルセラピーという部分でも一役かっただけないのだろうかと思いました。

それともう1点別な角度であります。ひとり暮らしの高齢者の方とペットという話がありました。成年後見人制度というのが今、国の方でも進んでおりますけれども、ペットに関しても、もし自分に何かあった時に先んじてこういう人にまた引き取ってほしいとか、そういう制度があるのかどうか、その辺もちょっとお伺いできればと思います。

以上です。

関会長 今のはご意見を承ったということでよろしゅうございますか。特に事務局の方から何かありますか。

金谷連絡調整担当副参事 現在でも、動物教室等を行っております、同様の活動しておりますが、またぜひご意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

関会長 伊藤委員はよろしゅうございますか。ほかにいかがでしょうか。

山口委員 先ほどの木村委員がおっしゃった動物専門学校件の件ですが、法律のことをおっしゃったんですけれども、実際動物専門学校では動物が飼われていることがほとんどだと思っんですね。飼っていないところもございます。教育機関が動物の適切なケアを教えるはずですがとてもひどい飼育管理をしているというケースが多いです。そういう所を卒業していった方がペットショップで人を指導できるはずがないということもございまして、神奈川県では警察の手が入った事件もございましたけれども、私どものところには結構生徒さんから余りにもひどいのがどうしたらいいですかというご相談が結構あるんですね。ところが学校というのは外から見えないんですよ。入ると誰が言ったという犯人捜しを学校の中でされたりということで、生徒さんたちも黙ってしまうというようなこともございます。ですから、学校で動物を飼っていると

ころは取扱業として東京都の場合は中に入れていただけるのでしょうか。それとも学校はやっぱり一切関与しませんということでしょうか。

関会長 事務局の方でどうですか。

金谷連絡調整担当副参事 現在、学校の飼育動物というのは対象にはなっておりません。

山口委員 学校というのは小学校で飼っているわけじゃなくて、専門学校で授業の教材として飼っていらっしゃるわけですね。トリミングのための教材という形で飼っていらして、その飼育管理が動物が出てきてもどこも刈るところもないほど皮膚病で毛が抜けている状態というふうなこともままあることということなんですが。

関会長 だから所管ですね。どこで取り扱うのかという。

金谷連絡調整担当副参事 専門学校等で、飼っていてモデルに使っているような犬がいたりする場合がありますよね。そういう場合は動物取扱業ということになりますが、ただ、今、委員がおっしゃっていたものは内部で飼っているということになるか、実習用として飼っているということかと思えますので、そちらにつきましてはどういう整理になるのかを再度ちょっと確認させていただきたいと思えますが、今のところは対象にしてないと思えます。

山口委員 やはりどこかで所管してきっちり指導していただける体制を取っていただかないと、卒業されていく頭の柔軟な方々が悪いものを学んで卒業されるということで将来が危うくなりますので、よろしくをお願いします。

関会長 あちらこちらとってよくわからないということですね。

土屋委員 いいですか、ちょっと関連して。専門学校は生活文化局が所管なんじゃないですか。適正飼育に対して、担当課の方から適正飼育を図りたいという通知なり何なり出せば済む話じゃないですか。

仁科環境衛生課長 ご意見わかりました。確かに今のお話のとおり、いわゆる私立の学校につきましては、同じ東京都の組織でございます生活文化局が所管しております。学校を指導する所管課と、私ども動物愛護という立場の所管とがうまく連携をいたしまして、これから今の委員の皆様の色々なご心配のペットの扱いにつきまして、どこが所管をするのか、取り締りが必要なのか。必要がなくても当然学校という立場、これから卒業生が当然ペット販売業に取りかかるわけで、そこにつきましては私どもは指導させていただきますが、その前の段階での教育というのも非常に大事だと思っています。そういう意味で、今貴重なご意見をいただきましたので、それにつきましてはこれから私どもとしましても検討させていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

土屋委員 教育だけど、実際の問題は動物管理に問題があるのだから、二つなんですよ。教育の適正化と管理の適正化なんだから、その二つの柱じゃない、今の答えは違うよ。

関会長 どうですか。

仁科環境衛生課長 今の二つのことにつきまして対応させていただきたいと思っております。

林委員 この法的根拠になると、やはり動物愛護管理法のもとで展示動物もこの対象になっていますし、それから広い意味では実験動物になるのかもしれませんが。その場合でも対象になりますから、恐らく動愛法の観点からの適正な飼育というのが恐らく指導は可能だというふうに思います。それとまた別の意味での問題はあるかもしれませんが、あくまでここで話するとすれば、今年の6月から施行される予定の改正された動物愛護管理法のもとでの指導というのが可能だろうというふうに思います。

関会長 それは、指導ということであって権限の方はどうなんですか。

林委員 これは例えば大学、それから研究所の方で飼育している実験動物、あるいは動物園、それから最近はふれあい広場とか、動物のふれあい施設がありますね。そういうところで飼育されているものに対して、強制的に立ち入るということはありませんが、実験動物の場合はそこで自主的な実験動物の委員会をその施設が作っていて、その報告を求められることができますので、そこに強制的に立ち入ってどうこうするという事ではないのですが、そこでどのような飼育をされているかという、特に恐らく一番有効に働くのは今日も資料でお示しいただきましたけれども、中の人なかなか内部告発というのは名前を名乗り出てというのは難しいんですね。ですから東京都が委嘱されています動物愛護推進員の方が、何らかの形で東京都の方に実態について善処してもらいたいというような申し出をされて、そこでの動きになると思います。ただ、これが余りにも劣悪な飼育であれば、飼育の虐待にとりなされれば、当然ながらこれは罰金刑というのがありますので、その法律に基づいた処罰というのはいり得ると思います。実態がはっきりすれば。

牛島感染症・環境安全担当参事 すみません。今、専門学校のことについて2点ございましたけれども、一つは、カリキュラムの点につきましては、これは生活文化局の所管でございますので、どのようなカリキュラムで勉強されるかということにつきましては、法律その他の情報はできるだけ私どもが提供しましてやっていただくようにしたいと思います。もう一方、実際飼育されている動物につきましては、これは許可とか登録をしなければいけないかどうかにかかわらず、動物愛護管理法の我々の所管でございますので、全体として今お話がありましたように、劣悪な飼育がされているとか、そういうことがございましたら、私どもの方で状況を把握して、指導するというのをやってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

関会長 ちょっとわかりにくかったんですけど、専門学校に対する管理監督という行政がありますよね。それとまた今度は動愛法に基づく行政の作用というのがあつたわけでは別のものだと。要するに学校管理は学校管理だけれども、そこで行われている

動物の飼育とか、それは動愛法の持ち分野といいますが、それで直接、動愛法の当局で口を出せるということなんですか。

牛島感染症・環境安全担当参事 学校のカリキュラムの件につきましては生活文化局ですけれども、動物愛護法に基づく指導とか状況把握というのは、学校じゃなくても、どこかの家庭で問題があっても、どんなところでも私どもが行って状況把握して苦情を処理するなり指導するなりしていますので、どこにでも普及啓発、指導という立場での動愛法を管理しております福祉保健局として、できるだけことはやっていきたいと思っております。

林委員 おっしゃったとおりです。例えば一番わかりやすいのは、大学で今動物を実験用に飼っていますね。これは文部科学省の管轄であり、指針を作成しています。文科省がかなりしっかりした指針をつくって厚生労働省もつい最近作るということを決めましたので、この二つは作ります。そのもとでの指導というのは当然あるわけです。それとは別に、環境省はこの動物愛護管理法に基づいた指針をつくっていますので、これは全く別系統での話になります。ただ学問の自由というのがありますので、それを保障しつつ、しかし法律違反があれば、当然そこからの対応というのはあり得る。だから今会長がおっしゃったように、別ルートの二つの対応というのがあり得るということです。

関会長 だから福祉保健局の方は、その局の権限を行使するということでもいいんですよね。両方かかってくるわけですね。

よろしゅうございますか、だからその辺の調整をうまくやってもらわないと、例えば大学なんかで学生がいろいろ犯罪まで行けば警察の問題ですけど、そこに行かないようなボーダーラインの行為をした時、色々問題になっているのですね。それとちょっと似たところがありますけど、両方かかってくるわけですね。管理権を持っている監督権といいますが行政の、複数のものがあり得るわけですね。それから大学の当局というのもあると。だからはっきり割り切ってもう大学は大学だとかいうわけにいかないですね。

林委員 いかないですね。ややこしいようですけど、実験動物の例を言いますと、実験動物というのは、これは環境省の所管です。動物実験は文部科学省の所管です。つまり動物を使って実験すること自身については、これは動物愛護管理法からは何も言えません。どういう内容の実験をするのかというのは、これは極めて高度な教育あるいは研究的な内容ですから。しかしそれに使われている実験動物は動物ですから、その動物の福祉については、これは環境省側の動物愛護管理法で所管します。だからこれは非常に密接に関係するのです。今の専門学校のことで言えば、教育動物といった場合には、動物のことですから、これはこちらの所管になります。だけど動物教育といった場合には、教育ですから、動物を使った教育ですから、これはおそらくそれについては口出しはできないと思います。教育の内容がどうか。つまりこんなカリキュラ

ムではいけませんよとか、そういうことではないわけです。あくまで教育に使われている教育動物と、動物教育というのは違うという、そういう仕分けを今全体的にはしています。

関会長 なかなか難しい議論ですけれども、要するに各行政が機能別にそれぞれ行うということですね。ただそれをうまく調整してもらわないと、やられる方は大変だということがありますよね。一応その辺はよろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

崎田委員 この諮問の東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方についてということで、かなり広範な議題をいただいているんですけれども、話す視点と申しますか、そちらの主眼の置き方として、例えば、先ほど資料で用意していただきましたように、引き取りの理由の多い少ない、あるいは先ほど苦情についてお話しいただきましたように、苦情の頻度の多い方から何か解決していくようなことに結びつけるのか。そのあたりどういった主点を置いているのか、せっかく資料を用意していただいたわけですから、最終的な答申に持っていくのか、そういうことを基本事項としての考え方がありましたらお聞かせいただきたいのですが。

関会長 いかがですか、事務局の方から。

金谷連絡調整担当副参事 確かにこれからの東京都における動物愛護管理行政のあり方、非常にテーマが広いかと思えます。その中で、先ほどご説明させていただきました資料3でございます。今後の東京都における動物愛護管理行政のあり方の一つは、こちらで示しましたように、大都市に適した動物愛護管理行政とはどういうものだろうかということでご提案させていただきました。一つには繰り返しになりますけれども、ペット動物の販売や、それから譲渡・飼育。こういうところに関するさまざまな未然防止のためにどういう形で取り組むべきか。従来のトラブル解決型ではなく、そういうトラブルが発生しないようにしていくためにはどういう課題があるのかをぜひ皆様にご議論いただきたいと思っております。それから飼い主や事業者、この方たちのペット飼育・販売等に関することが社会にどういう影響を与えているのか。そういうところで社会的責任を明確にして自覚をしていただくことによって、人と動物がともに暮らしていける、これからの大都市にふさわしい動物愛護管理の行政のあり方ということ、そのための課題を皆様にぜひご検討いただいて答申の中に盛り込んでいただければというふうに考えております。また、今の私の説明でもまだ不十分だとか、それからどういう資料があればいいのか、ご要望やまたご意見等いただければ対応したいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

関会長 崎田委員、よろしゅうございますか。

林委員 一つ資料をいただきたいのですが、この資料の2は大変立派な資料で1ページ目に9, 256頭まで減ってきたという、これはどこに出しても、日本の国内だけじゃなくて世界に出してもかなり優れている内容まで落ちてきている。ただアメリカは

全体で500万頭の犬を致死処分しているところですから、それから比べて日本の中のまた首都でここまで減ったというのは大変なことなんですが、この一つ注目すべきデータは3ページ目にあります。飼い主からの引取りの理由でいいますと、平成16年は飼い主の病気、あるいは動物の病気、高齢化という、ここが非常に多いところですね。逆に減っているのは転居が減っているわけで、これはここでもう少しつけ加えていただくデータとしては、平成3年と16年で犬と猫が東京都でどのくらいずつ飼われていて増えたのか減ったのか。これがあると実態がよくわかるのです。恐らく動物の飼育数は増えていますから、転居等の問題を抱えている方たちは極端に減ったんだと思うんです。動物の数が増えているにもかかわらずパーセンテージが減っているわけですから。なおかつ引取りの数も恐らく平成3年から平成16年までの間に半分以上に減っていますから、この問題は相当解決した。つまり転居のときに捨てていかざるを得ないとか、引き取ってもらわなきゃいけないという理由は恐らく相当減った。これは集合住宅でこの13年間にかなり飼えるようになってきたということが大きく響いているんだと思うんですが、逆に飼い主の方の高齢化等は、これはかなり非常に都会的な問題であって、この方たち普通は飼い主の方が高齢者になられた場合、自分と重ね合わせるものですから、飼っている犬とか猫をなかなか捨てたり引き取ってもらったりということができないのですね。つらいのですね。にもかかわらずこれだけの数があるというのは相当問題を抱えておられる可能性があるもので、これは今日委員の中に議員さんもおられますので、この辺がどうなのかというのは、三つのデータをここにパーセンテージが載っていて、これが大体パーセンテージを掛ければいいのですが、実態的な犬と猫の数が平成13年度とそれから16年度の間どのくらい飼育されているかという数がまず一つです。

それともう一つは、ここにも既に載っていますが、犬と猫を一緒にしてありますけれども、致死処分をせざるを得なかった犬と猫の別々に分けて平成16年度は挙げてありますが、平成3年の数が分けてあれば、これを掛け算によって簡単に本当にどのくらいふえたのかということが恐らくわかってきて、東京都の中で飼い主の方が抱えておられる問題点というのが相当浮かび上がるのではないかなという気がしますので、できましたらその資料をいただければというふうに思います。

関会長 今、ご要望のあった資料はこれから出せるわけですか。可能性はあるんですか。

金谷連絡調整担当副参事 犬に関しましては登録されておりますので、その登録数に関してはデータがございます。ただ先ほども一部申し上げましたように、登録をしないで飼っている人たちというのもあることが考えられますので、先ほど16年度のペットフード工業会の数字を参考としてご説明しましたが、それに相当する数字があればわかるかとは思いますが、それが東京都の分としてわかるかどうかというのはちょっとわからないので、それを今後調査してみたいと思います。ただ猫に関して

は、これはもちろん登録制度がございませんので、残念ながら平成3年度と16年度を比べるというのはちょっと難しいかなとは思いますが、これも調べてみたいとは思いますが。ただ前々回の審議会で猫の適正飼育に関する諮問をお願いしましたが、その際に調査したところでは、平成10年度の調査ですが、都内で116万頭の猫がいたという数字がございます。これが平成3年度と16年度の間ぐらいなのかなとは思いますが、直近で同様の調査はしておりませんので、現在の猫の飼育数はなかなかちょっと難しいかと思えます。

関会長 それじゃあ林委員の資料のご請求ですね。大変重要なことだと思いますので、できるのとできないのとあるように感じましたが、可能な限りひとつ。

金谷連絡調整担当副参事 検討させていただきたいと思えます。

関会長 ご検討願いたいと思えます。

それでいろいろとご質問もあるかと思えますが、ちょっと時間の関係でご質問、ご意見につきましてはこれでひとまず終了させていただきます。

資料3の検討の方向とスケジュール案、これでよろしゅうございますか。いかがでしょうか。

岡部委員 2のスケジュールでございませうけれども、今日最初として6月には中間報告、11月に答申をとという日程で大変タイトな日程になっているわけですが、この間、私どもがどういった形でこのまとめにかかわっていけばいいのかということについて少しご説明いただければと思えます。全体論議を何回か繰り返していっておまとめするのか。あるいはその中で作業部会なり何なりつくって作業を進めるのか。ちょっと見通しが、私どもがどういう形でかかわっていくのかということについてちょっと理解が及びませぬので、お願いしたいと思えます。

関会長 それでは事務局の方から、このスケジュール案を前提として、今後どういうふうな具体作業のやり方をするか説明してください。

仁科環境衛生課長 それでは事務局からご説明いたします。

今、岡部委員のお話のとおり、スケジュールとしましては3回ということでございませうが、なかなかタイトということでございませう。実はこれにつきまして詳細な検討をする必要がありますし、今、林委員からもいろいろな資料というお話もございませう。そういう中の検討でございませう、私ども事務局としては小委員会を設置いたしまして、その中で詳しく検討いただき、改めて審議会の方にご報告いただいで審議をいただくというような予定をちょっと計画しておりますが、よろしくお願いたします。

関会長 それでは、一応検討の方向とスケジュール案自体はよろしゅうございませうね。

(異議なし)

関会長 それでは、ただいま事務局から案として示されたように、詳細な検討をするために小委員会を設置するということですが、その小委員会の設置についてはご賛同はいただけますでしょうか。よろしゅうございませうか。

(異議なし)

関会長 それでは、委員の皆様のご賛同をいただきましたので、事務局から小委員会委員名簿案、これを配付して説明をお願いいたします。

仁科環境衛生課長 よろしいでしょうか。小委員会委員名簿案を皆様のお手元にお配りいたしました。詳しい審議を効率的にやるために小委員会の設置についてご賛同いただきましたありがとうございます。小委員会のメンバーでございます。審議会からは加藤委員、木村委員、手塚委員、林委員、水越委員、山口委員、それからやはり区と市の実務の現場から杉並区保健所の佐野生活衛生課長、府中市の山崎健康推進課長に参加をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

関会長 ただいま小委員会の構成について事務局から説明がありましたが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

関会長 それでは、ご賛同を得たものと思いますので、早速ですが、本審議会終了後第1回の小委員会を開催いたします。小委員会の委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

それでは、最後に今後の予定について事務局からお願いします。

仁科環境衛生課長 それではご説明いたします。

今、スケジュール案にもございましたが、次回の審議会につきましては6月に開催いたしまして、そこで中間報告をいただく予定でございます。その間、今ご賛同いただきました小委員会で審議会に提出する中間報告案を検討していただきたいと思っております。また審議会の6月の開催日時等につきましては、後日、委員の皆様の調整の上、改めて皆様にご連絡を申し上げたいと思っております。また、本日色々ご意見をいただき、また今後もご意見をいただきたいと思ひまして、それにつきましては事務局の名簿に事務局のメールアドレス、またファックス、電話番号も書いておりますので、審議会の委員の皆様におかれましては、ご意見、ご提言がございましたらお寄せいただきたいと思ひます。どうぞよろしくをお願いいたします。

関会長 それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。最後に梶原福祉健康局理事からごあいさつをお願いいたします。

梶原福祉健康局理事 本日は諮問につきまして熱心なご審議をいただきありがとうございました。今後の検討の方向性については、ただいまご確認をいただきましたが、課題の適宜や論点の整理などに当たりましてはもとより、実態をしっかりと見据えることが重要だと考えております。本日は貴重なご指摘を幾つかいただきました。事務局といたしましても、幅広い視点からご用意させていただき所存でございますので、今後の都の新たな施策展開の基礎となる答申に向けまして、引き続き活発なご議論、ご指摘をちょうだいしたいと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

関会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

牛島感染症・環境安全担当参事 どうもありがとうございました。ただいまこのあと小委員会を開催いたしますので、10分休憩いたしまして、5時15分から小委員会を開催いたします。委員の方よろしく願いたします。

午後 5時01分 閉会